

# 事務所コラム

2014年2月24日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)  
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822  
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14丁目 13-11 Email [info@mpc55.jp](mailto:info@mpc55.jp)  
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

## 案外微妙な医療費控除

### 『医薬品の購入』とは？

#### 医療費控除の対象は薬事法の『医薬品』

他の法律分野で確立した概念で、税法でも用いられるものを『借用概念』と言います。確定申告の医療費控除の対象となる『治療又は療養に必要な医薬品の購入』の『医薬品』は、所得税法には独自の定義規定は置かれていませんが、通達上『薬事法2条1項に規定する医薬品』と理解され、概念が『借用』されています。

薬事法は日本における『医薬品』『医薬部外品』『化粧品』『医療機器』の4種の運用を定めた法律です。このうち『医薬品』とは定義を簡記すると次の通りになります。

#### 【医薬品の定義】

- ①日本薬局方に定められている物
- ②人・動物の疾病の診断・治療等を目的とする物で機械器具等でないもの(医薬部外品を除く)
- ③人・動物の身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的とするもので機械器具等でないもの(医薬部外品・化粧品を除く)

①の『日本薬局方』とは、日本の医薬品の規格基準書、いわば薬剤師のバイブルのようなものです。このような網羅性のある基準があるのであれば、税法の概念としても借用したい—といったところでしょうか。

#### 【薬事法の4分類の具体例】

医薬品	処方薬・薬局の市販薬
医薬部外品	薬用歯磨き・薬用クリーム・育毛剤・ベビーパウダー等
化粧品	石鹸・シャンプー・スキンケア等
医療機器	眼鏡・コンタクトレンズ・補聴器・体温計・電気マッサージ等

#### 『医薬品』と『食品』の区別

また、食品衛生法で規制する『食品』には、薬事法に規定する『医薬品』『医薬部外品』は含まれないとされています。

医薬品・医薬部外品	薬事法
特定保険用食品(トクホ)	健康保険増進法・食品衛生法
栄養機能食品	食品衛生法
一般食品	食品衛生法

このように割とスッキリとした立ち位置にある『医薬品』ですが、医療費控除の適用場面では限界が感じられる部分もあります。例えば、丸山ワクチンは薬事法の『医薬品』ではありませんが、医師による治療の一環と考えて医療費控除の対象とされています。一方、自宅で行う自然医食療は、『食品』の購入であり、薬事法の『医薬品』の購入でないため控除の対象外とされます。



入院時の食事代は医療費控除が取れるのになあ。